

論 説

“ポスト・ソビエト”時代の
モスクワ大学法学部
——1992年9月時点における——

直 川 誠 蔵

I は じ め に

以下は、早大比研とモスクワ大学法学部との共同研究プロジェクトの一環として筆者等が相手方法学部をおとずれたときのレポートである。したがって、この共同研究の発足の経緯等についてははじめに若干のべておくことが適当であると思われる。

(a) 早大比研との共同研究の発足

前早大総長西原春夫教授がモスクワ大学より名誉法学博士の称号を受け、同大学において記念講演を行ったのは1990年6月のことであった。翌年2月に旧知の法学部長マルチェンコ氏から筆者あてに一通の手紙がとどいたが、その内容は、一つはこの記念講演がモスクワ大学においてきわめて好評を博したので「モスクワ大学通報—法学編—」に掲載することについて承認をいただいてもらいたいとの依頼であり¹⁾、もう一つはそのとき西原教授と話し合った早大との学術協力を法学の分野で実務的かつ具体的に実現したい、それについては「双方にとってアクチュアルなテーマのもとに」共同著作をとりまとめることはいかがであろうかとの打診であった。

モスクワ大学法学部の研究者たちとの共同研究の申し出は比較法研究所の設立の趣旨からして願ってもないことと思われたので早速中山比研所長

に相談申しあげることとした。その後着々と所内及び学内の手続きをへて、意外と順調にその年の11月に共同研究に関する議定書の両大学の代表による批准が完了したのは、ひとえに中山所長の暖かいご理解と確固たるイニシアティブのたまものであった。なお、議定書において共同研究の開始は1991年10月1日、期間は3年、交流の諸条件に関しては両大学間にすでに存する学術協力協定が適用されることが定められた。

ところで、中山所長がとりまとめられた交流の基本方針は今後重要な意義を持つと思われるので、早大教務部長あて「モスクワ大学法学部の交流についての比較法研究所の意見」(1991年3月16日づけ)からそれを摘記しておきたい。

基本方針

a) モスクワ大学法学部からの申し入れは共同の著作を中心としているが、当研究所としては、直ちに著作に着手するのではなく、著作は共同研究の結果として生まれることを期待すること。

b) ソビエトにおける最近の政治・社会・経済変動のもとでは、従来の知識や理論によって現状および将来を的確に把握することはできないと考えられるので、何よりもまず研究を主体にしたいこと。

c) この研究は単数の研究者の交換という従来の交流のありかたでは不可能であって、日ソ相互に複数の研究者を交換し、短期間に共同作業をすることによって能率的に研究の成果をあげるのが適切と考えられること。

d) 具体的にはモスクワにおいて1ないし2カ月、東京において1ないし2カ月、複数の研究者が連続研究会等を組織することによって、共同研究を推進したいこと。

e) 共同研究はすくなくとも数年継続しておこなうこと。

この基本方針は、早大本部およびモスクワ大学法学部との交渉の過程において正当に評価され、関係当事者の受け入れるところとなり、めでたく

前記議定書の批准にこぎつけることができたのであった。

比研における研究組織としては、研究企画委員会での協議により経済法、環境法および法治国家の3プロジェクト・チームをもうけ、宮坂研究員、牛山研究員および早川研究員がそれぞれの責任者となることになった。なおモスクワ大学側との交渉には主として直川が当ることとなった。

この間に、旧ソ連邦は1991年末に解体し、いわゆる独立国家共同体に再編されたため、全体的研究テーマは当初の「ソビエト法と日本法との比較研究」からいったん「CIS法と日本法との比較研究」に事実上変更され、さらに多少とも研究範囲にしほりをかける意味で「ロシア法と日本法との比較研究」へと再度変更がくわえられた。この時期が現代史の大きな曲がり角であったことはこうした経緯からもはっきりと見てとることができる。

なお、共同研究テーマはモスクワ大側の希望を考慮して、あとでみるように今一度の変更を受けることとなる。

(b) 出張経過

共同研究実施の初年度（91年10月－92年9月）においてひとまず早大比研側から2名の研究員（宮坂教授および筆者）を瀬踏みのため「先遣隊」として派遣することになり、ぎりぎりの92年9月にその出張が実現した。両名の任務とされていたのは、①各自の分担テーマ（宮坂－経済法、筆者－環境法）の視点から日本の法律事情を紹介する、②社会変革＝体制変換のただなかにあるロシアの法律事情をじっくりと観察してくる、ということであった。

出張者の都合もあって、出張期間はそれぞれ異ならざるをえなかった（筆者－9月1日から1カ月間、宮坂－同月16日から10日間）が、第一の任務に関しては講義ないし報告を各自2回づつおこなう機会を与えられた²⁾。いずれの場合も聴衆（学部学生ないし教員・院生）は大きな興味を示し、おわたあと質問が多数提出され時間の不足を嘆くほどであった。なお、宮坂研究員は流暢な英語を用いられてロシア語への通訳が付き、筆者はロシア語をもちいたが、用語の問題は交流目的達成の効率に直接関わる面があるので

慎重な検討と対策を必要とする。将来は日本の法律および日本語のわかるロシア人専門家＝協力者の育成も大いに望まれるところであろう。

第二の課題については、主として専門家・専門機関の訪問にたよるざるをえなかったが、滞在期間中に法学部内のいくつかの講座の主任教授たちと会見することができた。おとずれた講座は、国家・法の理論、民法、刑法、商法、エコロジー法・土地法、民訴法、憲法などであった。おとずれた学外の専門機関としては、国有財産管理国家委員会、モスクワ商品取引所、憲法裁判所その他であった。

また、当然のことながら今後の共同研究の進め方について相手方の意見・要望を聞き、これを比研に伝えるという仕事もあったのである。

これについて、マルチェンコ氏によつてのべられた要望のうち主要な点のみを以下に記しておきたい。

共同研究のテーマを、①日本およびロシア連邦の法体系の比較研究、②日本およびロシアにおける法治国家、の二本立てとしたい。各論文の内容としては、執筆者による問題点の指摘とその問題点に関する執筆者の見解の提示を中心とすることにしたい(研究史ないし学説史の叙述にはたちいらない)。著作に関しては、当面相手方の定期刊行物に論文を掲載しようということにしておきたい。モスクワ大学側からの来日にかんしては、93年9月末ないし10月を予定するが若干遅れる可能性もある。

比研側としては、後日これに対して原則として同意であることを伝え、ただし相手方定期刊行物に送る自国語による原稿は、受け取った側の責任でその国の言語に翻訳して掲載することとするよう申し入れた。

(なお、以下の見聞ないし印象は、筆者が1973-75年に早大から在外研究を許されてモスクワ大に赴いたさい、希望によって受け入れられたのは民法講座—当時の講座主任は故グリバーノフ教授—であったので、同講座にかんすることが中心になりがちであるが、この点ご了承をいただければ幸いである。)

1) Вестник Московского университета. Сер. 11, Право. 1991. No. 2

2) 両名の講義ないし報告の内容については Waseda Bulletin of Compara-

tive Law, Vol. 12参照。

II モスクワ大学法学部の構成とカリキュラム

そもそもモスクワ大学は、北海の漁夫の子として生まれながら、のちに自然科学および人文科学の両面にわたる大学者となったミハイル・V・ロモノーソフの着想と計画にしたがい、エリザヴェータ・ペトロヴナ女帝の勅令により1755年に創設されたものであり、総合大学としてはロシア最古の歴史を誇る。当初設置された学部は、哲学部、法学部、医学部の3学部であったという。1917年の10月革命後も労働ソビエト国家の強力な支援のもとにその中心的地位をますます強固なものとした。

ソ連邦解体後もロシア国立大学としてとどまり実質的な地位の変動はない。現在十数の学部と4万前後の学生を抱えている。なお、法学部(昼間部)学生数は約1,500名と推定される。なお、以下の構成とカリキュラムに関する記述はスハーノフ教授(民法講座主任兼法学部長代理)および同教授から紹介をうけた院生サーシャ・コプィロフ君に負うところが大きい。記して謝意をあらわす。

(a) 構成

今回の出張時点においてモスクワ大学法学部は14の講座を有していたが、1985年ペレストロイカの初期に別の要件で出張した時と比べて講座数そのものに変動はないものの講座の名称および内容が顕著に変わっているものはいくつかみうけられた。(現有講座名・講座主任氏名その他については表1参照。)

従来「コルホーズ法」と称されていた講座は「エコロジー法・土地法」変えられていたが、これは社会主義的農業経営形態としてのコルホーズがこれまでの意義を低下させるとともに、あらたに全地球的問題としての自然環境保護、ロシアにおける市場経済の導入にともなう土地問題が脚光を帯びてきたことを象徴するものであろう。ペレストロイカの時代までは「経

表 1. モスクワ大学法学部の構成

(1992年 9 月現在)

学部長 Prof. Marchenko M.N.

〔1〕講座および講座主任

1 国家・法の理論	Prof. Marchenko M.N.
2 民法	Prof. Sukhanov E.A.
3 民訴法	Prof. Treushnikov M.K.
4 刑法	Prof. Kuznetsova N.F.
5 刑訴法	Prof. Gutsenko K.F.
6 国際法	Prof. Tunkin G.I.
7 行政法・財政法	Prof. Alekhin A.P.
8 労働法	Prof. Zaikin A.D.
9 エコロジー法・土地法	Prof. Petrov V.V.
10 憲法	Prof. Barabashev G.V.
11 犯罪捜査学	Prof. Yablokov N.P.
12 商法・法学教育原論	Prof. Puqinskii B.N.
13 企業法	Prof. Bykov A.G.
14 国家・法の歴史	Prof. Chistyakov O.I.

〔2〕その他

- 1 外国の国家・法ラボラトリー
- 2 法律情報・サイバネティクスラボラトリー
- 3 学術・立法資料室
- 4 「パテント学の諸問題」特別研究室
- 5 法学部史資料室
- 6 法学カレッジ
- 7 ビジネスコース
- 8 学生読書室

「済法」と名付けられていた講座が今回は「企業法」講座となっていたが、これはやはり市場経済導入の方向性がはっきりするにともない一個独立の主体性をもつ企業のもつ意味がこれまでにくらべてはるかに大きくなったことを背景としているといわざるをえない。また今回「商法・法学教育原論」というやや特異な名称の講座がみいだされたが、これは数年前には「ソビエト法・法学教育原論」と名づけられていたもので、法学部以外の学生に対して当時の「ソビエト法」をいわば教養課程講座として教えることをその任務としていたのであったが、時代の必要たる商法講座の新設にあた

り、諸般の事情によりこのようなかたちで発足したという風に理解される。

法学部は昼間部のほか勤労学生のための夜間部を有している。学部長は、ミハイール・マルチェンコ教授で、国家・法の理論講座主任および大学の副総長をかねる。今回の共同研究にかんし、当初積極的に声をかけてきたのが同氏であったことはさきに紹介したとおりである。

なお今回行ってみて、社会主義の時代以来授業料の制度のなかった大学において、例外的に相当多額の授業料をとる「法学カレッジ」や「ビジネス・コース」などの付属課程が設けられていることに気づいた（表1参照）がこれは一面において1992年1月の物価自由化政策以来「スーパー・ハイパー・インフレーション」の脅威にさらされている法学部教員の“生き残り”自衛策と評価することも可能であろう。

（b）カリキュラム等（昼間部学生の場合）

（ア）一般的事項

モスクワ大学法学部では5学年制が採用されている（勤労学生のための夜間部はそれより1年長い）。1学年は2学期にわかれる。（新学年の開始はヨーロッパ一般と同じく秋9月。）5年の期間は1年から3年までの前期課程と4年および5年の後期課程とにわかれる。

前期課程では専攻の区別がなく学生は全員一律であるが、後期課程では学生はさきに紹介した法学部の14講座のうちのどれかにかならず所属し（すなわち専攻が確定し）、その講座に関連する法分野の専門家となるための教育を受けることになる。（たとえば、4年で刑法講座を希望して受け入れられれば刑法の専門家となるための教育を受ける。）また後期においては、関連して、「系（サイクル）」という概念が適用される。（たとえば、刑法系の中には刑法、刑訴法、犯罪学および犯罪捜査学の諸講座が含まれ、民法系には民法、民訴法、労働法、エコロジー法、商法、企業法がはいる。）

前期課程に割り当てられた諸科目は、ある学年に在学する学生全員にとって必修とされる。そして後期においては、学生のとる科目は3つのカテゴリーにわかれることになる：①同一学年全員共通科目 ②同一学年同一

系（サイクル）全員共通科目 ③同一学年同一講座所属全員共通科目（このカテゴリーは「スペツクールス」あるいは「スペツセミナール」などと呼ばれることがある。）

試験としては、学期末試験および学年末試験、さらには国家試験委員会による卒業試験がある。なお学生は1年から4年まで毎年、「学生論文」を書くことが、5年生は「卒業論文」を書くことが義務づけられている。関連してつけ加えるとするならば、学生がこれらの論文を書くさいには学部の特定の教員の指導と援助を受けることとなっている。

（イ）学年及び学期別教科目配分

A. 1 年前期（＝第 1 学期）

- 1 外国語（英・仏・独のうちいずれか 1 つ選択）（1 週につきゼミ 2 回）（1 回の授業時間はゼミ，講義を問わず 80 分）
- 2 国家・法の理論（1 週につき講義 1，ゼミ 1）
- 3 祖国の歴史（1 週につき講義 1，ゼミ 1）
- 4 法保護機関（1 週につき講義 1，ゼミ 1）
- 5 祖国の国家・法の歴史（1 週につき講義 1，ゼミ 1）
- 6 外国の国家・法の歴史（1 週につき講義 1，2 週につきゼミ 1）
- 7 論理学（1 週につき講義 1，2 週につきゼミ 1）
- 8 ラテン語（1 週につきゼミ 1）
- 9 情報科学（2 週につき講義 1）
- 10 体育（1 週につき授業 1）

B. 1 年後期（＝第 2 学期）

第 1 学期の科目が原則として継続。ただし，4，7，8 がなくなり以下のものが加わる。

- 11 ローマ法（1 週につき講義 1）
- 12 刑法（1 週につき講義 1，ゼミ 1）
- 13 憲法（1 週につき講義 1，ゼミ 1）

C. 2 年前期（＝第 3 学期）

- 1 民法（1週につき講義1，ゼミ2）
- 2 刑法（1週につき講義1，ゼミ1）
- 3 矯正労働法（1週につき講義1）
- 4 憲法（1週につき講義1，ゼミ1）
- 5 行政法（1週につき講義1）
- 6 哲学（1週につき講義1，ゼミ1）
- 7 弁論術（1週につき講義1）
- 8 外国語（1週につきゼミ3）
- 9 体育（1週につき授業1）

D. 2年後期（＝第4学期）

第3学期の科目が原則として継続。ただし、4がなくなり以下のものが加わる。

- 10 刑事訴訟法（1週につき講義1，ゼミ1）
- 11 エコロジー法（1週につき講義1，ゼミ1）

E. 3年前期（＝第5学期）

- 1 民法（1週につき講義1，ゼミ2）
- 2 民事訴訟法（1週につき講義1，ゼミ1）
- 3 刑法（1週につき講義1，ゼミ1）
- 4 刑事訴訟法（1週につき講義1，ゼミ1）
- 5 労働法（1週につき講義1，ゼミ1）
- 6 財政法（1週につき講義1，2週につきゼミ1）
- 7 人民代議機関（1週につき講義1，2週につきゼミ1）

F. 3年後期（＝第6学期）

第5学期の科目が原則として継続。ただし、3，6，7がなくなり以下のものが加わる。

- 8 犯罪捜査学（1週につき講義1，ゼミ1）

G. 4年前期（＝第7学期）

①同一学年全員共通科目

- 1 国際法（1週につき講義1，ゼミ1）
- 2 土地法（1週につき講義1，ゼミ1）
- 3 犯罪捜査学（1週につき講義1，ゼミ1）
- 4 裁判経理学（1週につき講義1，2週につきゼミ1）
- 5 家族法（1週につき講義1）
- 6 企業法（1週につき講義1）
- 7 宗教と自由思想の歴史（1週につき講義1）

②同一学年同一系全員共通科目（民法系の例）

- 8 資本主義諸国の民商法（1週につき講義1）

③同一学年同一講座所属全員共通科目（民法講座の例）

- 9 保険法（1週につき講義1）
- 10 投資法（1週につき講義1）

H. 4年後期（＝第8学期）

第7学期の科目が原則として継続。ただし、①のうち1，2，4，5，7がなくなり，以下のものが加わる。

- 11 政治的社会学（1週につき講義1，ゼミ1）
- 12 検事監督（1週につき講義1，ゼミ1）
- 13 経済法（1週につき講義1）
- 14 政治・法学説史（1週につき講義1）

1. 5年前期（＝第9学期）

①同一学年全員共通科目

- 1 政治的社会学（1週につき講義1，ゼミ1）
- 2 法的サイバネティクス（1週につき講義1，ゼミ1）
- 3 裁判心理学（1週につき講義1）

②同一学年同一系全員共通科目（民法系の例）

- 4 企業及び企業家の権利保護（1週につき講義1）
- 5 仲裁手続（1週につき講義1）
- 6 科学技術進歩の法的規制（1週につき講義1）

③同一学年同一講座所属全員共通科目（民法講座の例）

- 7 社会保障法（1週につき講義1）
- 8 運送法（1週につき講義1）
- 9 消費者の法的保護（1週につき講義1）
- 10 住宅私有化の法的諸問題（1週につき講義1）
- 11 所有権および他物権（1週につき講義1）

J. 5年後期（＝第10学期）

卒業論文執筆および国家試験（＝卒業試験）準備のため講義，ゼミはなくなる。

（ウ）最近における教科目の変動

ペレストロイカ末期（80年代末）以来の脱社会主義的・市場経済指向的傾向と呼応して，法学部の教科目においても相当顕著な変動が生ずるにいたっている。

その第一は，いわゆる「社会的・政治的諸科学」にかんするものである。さきにみたように，今日学生が学ぶこの種の科目としては，第1および第2学期の「祖国の歴史」および第9学期の「政治的社会学」のみであり，しかもイデオロギー的に中立的なものとなっているといわれるが，かつては「ソ連共産党史」，「政治経済学」，「社会主義理論および政治的社会学の諸問題（科学的共産主義）」があり，それは講義・ゼミ総時間数の約13パーセントを占めていた。現在そのパーセンテージはおおよそ半減し，その浮いた分は法律専門科目および学生の自習のための時間の増大にふりむけられているということである。

第二にめだつことは，国家法関連科目の統合である。これは，従来の「ソビエト国家法」，「外国社会主義諸国の国家法」および「ブルジョア諸国の国家法」が教科目として新名称「憲法」に統一されたことをさす。

第三点として，「行政法」の時間が半減し，その分「民法」の時間が増えたことが指摘されている。現在1週につきゼミ2時限を割り当てられているのは民法のみである（ただし外国語は3時限の場合あり）。

さいごに、あらたに出現した(ないしは新しい位置づけを与えられた)教科目を紹介しておきたい。

①同一学年全員共通科目

弁論術—第 3 および第 4 学期

企業法—第 7 および第 8 学期 (①のなかに位置づけられた点が新しい)

経済法—第 8 学期 (同上)

裁判心理学—第 9 学期 (同上)

②同一学年同一系全員共通科目 (民法系の例)

企業および企業家の権利保護—第 9 学期

③同一学年同一講座所属全員共通科目 (民法講座の例)

運送法—第 9 学期

消費者の法的保護—同上

住宅私有化の法的諸問題—同上

投資法—第 7 および第 8 学期

所有権および他物権—第 9 学期 (従来の名称は単に「所有権」であった)

なお、③の中で「協同組合法」、「外国社会主義諸国の民法および経済法」は廃止された。

III モスクワ大学法学部における法学研究・教育の コンヴェルシア (転換)

(a) 「誤算からの解放」—商法講座主任プギンスキー教授の意見

今回の訪問でもっともおどろいたことのひとつはモスクワ大学法学部に商法講座が新設されていたことであった。(ちょうどこの1992年9月新学期に発足。主任教授は Puginskii 氏。もと民法講座の非常勤講師。当時本職はモスクワ国家仲裁委員会の委員で、後に副所長の経験もある。)

すでに90年6月以降「企業法」(ソ連)¹⁾、「株式会社・有限責任会社規定」(ソ連)²⁾、「企業および企業活動法」(ロシア)³⁾などが公布されていたことでもあり、その意味ではすこしも驚くにあたらないのかもしれないが、正直

にいて、これまでの自分にとってのソビエト法のイメージとあまりにもかけ離れたものをそこに見いだした感があったのであった。自分としては、これまでのソビエト法の歴史からしてそのような“商法的なもの”は既設の経済法講座あたりで取り扱うのもあろうかと漠然と想像していたのであった。

1) Закон «О опедриятиях в СССР», Ведомости Съезда народных депутатов СССР и Верховного Совета СССР, No. 25 (1990), Ст. 460.

2) Положение «Об акционерных обществах и обществах с ограниченной ответственностью», Собрание постановлений Правительства СССР, отд. I, No. 15 (1990), Ст. 82.

3) Закон «О предприятиях и предпринимательской деятельности в РСФСР», Экономика и жизнь, No. 4 (1991), с. 16–18.

現実の事態のほうがあいまいな予想よりもはるかに先を行っていたということであるが、さいわいプギンスキー教授とは民法講座の縁で若干の面識がある。おもいきって自分自身の“違和感”を直接うちつけてみることにした。

以下にその一問一答を要点のみ再現してご参考にご供したい。

*

筆者の最初の質問は、「現在ロシアが市場経済に移行しなければならない必然性はいったいどこにあるか」ということであった。

その答は次のようであった：

社会主義的経済組織モデルから市場モデルへの移行の必然性は、前者の非効率性と欠陥の増大，劣化のなかにあった。

資源の計画配分，計画生産は①科学技術革新の成果を早急に取り入れること，②消費者の需要・関心を生産過程において考慮に入れること，③生産者に対して物質的刺激を与えること，を可能ならしめなかった。

その結果，労働生産性が停滞をきたし先進資本主義国の数分の一となった。この立ち後れははっきりと目につくものであった。一連の指数は，75年間の社会主義の時期において革命前の水準にとどまったままであった。

このような状態はまったく我慢できるものではなかった。

したがって、社会主義からの離脱・社会主義の拒絶は痛みを伴うものではなかった。痛みが生じたのはその後の過程においてであった。社会全体がこの離脱に同意していた。旧システムの欠陥はすべてのレベルにおいて明々白々であったからである。昨年(1991年)8月各地の党支部が閉鎖されたとき党組織を支持して立ち上がろうとするものは一人としていなかった。

誤算と見込み違いがあった。われわれは75年間社会主義建設をめざすユートピスト(英語では utopian)であった。ユートピストであることを余儀なくされていた。社会主義経済システムの不適當性——これが移行の原因である。

問：「資本主義の最大の欠陥は人間の人間による搾取にある…と学んだが…」

答：われわれの場合、システムが人間を搾取しつつあったという確信を持った。社会主義の場合、システムが働く人間から疎外されたものとなった。このことをめぐって偽瞞と錯覚があった。

「国有」は「人民有」と同じではない、それは誰のものでもないというに等しい。それはあたかも博物館の陳列品のようなものであって、ガラスのケースに収められており人民の誰も手をふれることが出来ない。社会主義のもとでは全てはおまえのものとされながら、実際には手に取って触れることはできなかった。したがって各人は自分の能力・関心を生かすことができなかった。

他方で、資本主義にも麻薬、失業など深刻な問題がある事は2度の訪米を通じて知っている。

問：「マルクスの『資本論』を現在どう評価するか」

答：『資本論』の分析のうち第一段階(資本主義の構造分析、剰余価値発生の原因)は正しい。しかし第二段階(労働者貧困化法則)の分析は不正確であり、そのような法則は現実には存在しない。ドイツの実例を知っているが、

そこでは労働者の生活は時代を追って豊かになっていっている。

第三段階、これが最大のあやまりである。社会主義体制のもとで労働者が生産的労働に関心をもつかいなかを十分に確認することをしないで革命をよびかけたことはアヴァンチュリズムであった。歴史上順次生成交代してきた社会構成体のメルクマールは労働生産性であったはずであるが、この指標によればソ連社会主義は封建制の10分の1でしかなかった。全てが人民化、国有化されれば資本主義のもとの抑圧されている労働者よりもよく働くであろうという一般的定式しかなかったこと、これが最大の誤算であった。

働く者に対する刺激の問題をマルクスは考えなかった。その結果75年間のうちに革命前ロシアの優れた技術的伝統は失われてしまった。

問：「今でもマルクス、レーニンを尊敬しているか」

答：流された血は無駄であった。社会主義的タイプの建設は無理である。今日、‘市場経済への移行’と表現しているものは実質的に‘資本主義への移行’を指している。

＊

当方の質問のしかたにつたなさがあったせいであろうか若干問と答との間に整合性を欠く所もないではないがプギンスキー氏の主張のポイントは相当ははっきりしていると思われる。貴重な時間を割いて終始誠実にお答えいただいた同氏に心からお礼を申し上げたい。

資本主義の欠陥を知りつつもなおかつソ連において存在した「社会主義」から資本主義への道を「必然」とせざるを得ない同氏の苦衷を自らの痛みとして感じつつ今後の健闘を祈ることにしたい。なにしろ整った「ロシア商法典」編纂は実はこれからの事業なのだそうである。

(b)「法益の座標転換」—刑法講座主任クズネツォーヴァ教授の指摘

刑法講座主任 Kuznetsova 教授にお目にかかったときには次の4つの質問を提示して教えをこうた：①現在ロシア刑法が守ろうとする法益は何か

②刑法の守ろうとする客体が変わったとするならば新しい刑法典はすでに採択・制定されているか ③もしまだであるとするならば何らかの臨時立法的なものはあるのか ④専門の関係から経済事犯、とくに投機行為(スペキュレーション)の扱いはどうなっているかに関心がある。

答は以下の通りであった：

まず②について。新しいロシア刑法典はまだ制定されていない。しかし草案としては1991年6月のものと本年(1992年つまりソ連邦解体後)6月のものがある。そして前者は公表されているが、後者は未公表である。

つぎに①について。「刑法典の任務」に関する規程および刑法典それ自体、特に各則の構成を見るのが適当である。

現行の「ロシアソビエト連邦社会主義共和国刑法典」第1条の規定はつぎのようになっている。「…刑法典はソ連の社会体制、ソ連の政治的および経済的システム、社会主義的所有、市民の人格・権利および自由ならびに全社会主義的法秩序を犯罪的侵害から保全することをその任務とする。」また各則の内容の配列は、第一章国家犯罪、第二章社会主義的所有にたいする罪、第三章個人の生命、健康、自由および尊厳にたいする罪…などとなっている。

これに対して、92年草案第二条第一項は「刑法典は以下に掲げるものを犯罪的侵害から保全する事をその任務とする：個人、その権利および自由、所有、自然資源、社会的および国家的利益…」と規定し、各則の順序も第一編人類の平和と安全に対する罪、から始まり、第二編個人、市民の権利および自由および倫理にたいする罪、第三編経済犯罪、第四編社会的安全にたいする罪、第五編国家、権力および行政にたいする罪…となっている。

要するに、現行刑法典と改正草案との間には個人と国家の位置づけをめぐってまったく異なる取扱いがなされているといわなければならない。

③についていえば、臨時立法といったものは存在しない。しかし現実としては草案の精神がすでに適用されている。

④本年(1992年)1月2日から商品の価格は基本的に自由化されたにも関

ならず、現行刑法典の154条は形式的に保持されている。¹⁾同条が削除されたかの表示がなされている市販の刑法典は²⁾(現時点において)あやまりである。

91年草案にも現行法典154条とほぼ同じ内容をより詳細にした189条が保たれているが、92年草案にはもはやスペキュレーションに関する規定は姿を消して³⁾る。

*

国家創設以来最大の激変にみまわれている現在のロシアにとって、「法治国家」をめざしつつも法律の改正が現実の動きにいろんな意味で追いつけない状況があること、そして何よりも刑法上の法益に根本的といってよい「座標変換」が行われつつあることがクズネツォーヴァ教授との話し合いを通じてしだいに明らかになっていった。

- 1) 参考までに同条の規定は次の通りである。「投機行為、すなわち利得を目的として、国定価格の定められている商品を、商業企業、公共給食企業、その他の企業において買い占めることおよびそれらの商品を転売することは、——2年以下の矯正労働、もしくは2年以下の自由剥奪…」主たる立法理由は、いうまでもなく不労所得の発生源となりうること、計画経済制度の根本をゆるがすおそれがあることであろう。
- 2) Уголовный кодекс РСФСР (Россия), с изменениями и дополнениями на 5 декабря 1991 года, Саратов, 1992, стр. 102.
- 3) ただしその後公表された92年草案によれば(Юридический вестник, No. 20 [22], октябрь 1992) 投機に関する条文は依然として存置されている(第189条)。同草案に接する機会を与えていただいた小森田教授に感謝申しあげる。

(c) 「科学としての民法学」—民法講座主任スハーノフ教授の意見

他の法分野はそのほとんどが満身これ創痍かそうでなければ呱呱の声をあげたばかりで実体が伴わないといった状態の中で、ひとり民法分野のみが、一定の反省的検討を伴いながらもこれまでもまして自信を深めているようにみえる。

民法講座主任 Sukhanov 教授とは、双方の多忙のなかでそれでも数回会
見する機会をもてたが、ここでは「現代の条件における民法の教育」と題
する同氏から献呈を受けた論文¹⁾をもとにその見解の要約紹介をこころみて
みよう。

- 1) Е.А. Суханов, Преподавание гражданского права в современных условиях, Вестн.
Моск. ун-та, сер. Право. 1992, No. 4.

1) 根本的変革期と民法

多ウクライドの市場経済への移行にともない社会の経済基盤が変化した
ことによって、市場関係の基本的規制者としての民法の役割が強化された
ことは疑いの余地がない。民法が全人類的文化の構成要素、あらゆる文明
的な国家および法の属性としてふたたび現れて、その社会的価値が増大
したといってもよいであろう。

計画的・行政的原理と民法的原理とを人工的に接合して「質的に新しい
法的規制」なるものをつくりだそうと試みた「経済法」理論は実質的に崩
壊に帰したと指摘せざるをえない。

民法が社会的需要にちょうどマッチしたことを端的に示す一例として
は、学部学生、大学院生それに新しい企業家たちがこれに対して大きな関
心を示しているということである。1991年にモスクワ大学法学修士課程に
入学した者のうち実に半数以上が民法専修を選んだ。

2) パラドキシカルな現状のもとでの民法学の研究と教育

民法分野がその一部分に含まれている伝統的社会科学が疑う余地のない
危機にさらされているそのときに、民法、民事立法、民法学研究の役割が
明白かつ客観的な増大傾向を見せているということはある程度まで逆説的
な状況であるといわなければならない。

そこで、研究と教育の両面で過去と現在の問題点を探り未来への展望を
見いだすことがどうしても必要となる。

a. 研究

異なった見解がないわけではないが、民法学はこれまでずっと高度な研

究水準を保ちつづけてきた。というのは、民法学は自国〔旧ソ連〕の経済にとにかく何らかのかたちで保持されていた商品貨幣関係、さまざまな市場的要素の研究と密接に結びついていたのである。このことと関連して、今日における民法研究の基本的方向の一つであるのは、30年代から60年代にかけて失われた制度・構成の多くを復活させるということである（さまざまな物権制度、有価証券制度、会社制度などなど）。

かつて、誇張ではなく高い理論的水準にあった革命前ロシアの民法学の遺産をわれわれはますます念頭に置くようになり始めつつあるが、われわれはこれまでその意義を否定したことは実はなかったのである。また国際的通商慣行や外国の立法もより広く利用されつつある。しかし社会的現実や伝統、また法系の相違を無視した外国立法の単純な模倣はなすべきではない。

またきわめて常識的な見地からいって、ソビエト民法学の達成を拒否すべきではない。すでに50年代以来数多くの業績が積み重ねられてきた。全ソ法律学研究所の研究者たちによるかの有名な『民法教程』、S.N. ブラートウシ、A.V. ヴェネヂクトフ、D.M. ゲンキン、V.P. グリバーノフ、O.S. ヨッフエ、I.B. ノヴィツキー、R.O. ハールフィナ、Ye.A. フレイシツらの労作である。とはいえ、その場合政治経済学者たちによって（あるいは彼らの直接的影響のもとに）もたらされた科学の極端なイデオロギー化、一連のドグマは拒否しなければならない。「私的所有（частная собственность）〔private ownership〕」範疇をめぐる解釈がその一例である。またそもそも「所有形態」範疇それ自体からして法学的概念ではないのである。

b. 教育

近時ロシアにおいて数多くの法律が次から次へと採択されていることは法律そのものの役割の向上という意味において慶賀すべきことではあるが、他面その水準がきわめて低いということも事実である。その原因はいくつかあるが特に法律専門家の役割が必ずしも十分に発揮されていないということがある。素人立法があまりにもおおすぎる。

このような背景のもとで民法系の学科を学生に教える場合、出来合いの法律をそのまま教え込むわけにいかない。どうしても法律学の原理を説くこと、および現代法学教育の基礎をなすものは民法にほかならないということから出発しなければならない。このような観点からモスクワ大学法学部ではカリキュラム構成において民法および民事法に重点をかけた大変革が加えられた。

民法は基礎的法律学科でありそれは科学として教授されるべきであり、現行立法への注釈として教授されてはならない。それは **законоведение** [Gezetzwissenschaft] でなく、 **правоведение** [Rechtswissenschaft] でなければならないとは革命前のロシアの法律家たちがすでに指摘していたところである。

* * *

日本が第二次世界大戦の敗戦直後、イデオロギーの根本的転換、物不足・食料品不足、闇屋と新興成金の出現、インフレーションの高進、犯罪の横行等で一般市民にとっての生活苦と大混乱がまき起こったのとちょうど同じように、ロシアも現在社会的・経済的カオス状態にあることはまちがいのないところである。このような背景のもとで、共同研究の相手方であるモスクワ大学法学部の現状がどのようなものであるかについての見聞を以上において素描をこころみてきた。

わが国の場合、「神国日本」という超越的・神がかり的イデオロギーが敗戦という現実によってみじんに打ち砕かれたのであったが、それはまだ信仰という非合理的なものの権威主義的・権力的強制がその本質であっただけにあって目覚める（正気に帰る）ことがより容易であったかも知れない。

これに反し、旧ソ連、ないしロシアの場合、なまじ「科学性」によってかつての「社会主義」イデオロギーが裏打ちされていたため、それからの脱却・克服はかえって複雑・困難な道を辿らなければならないのではなか

ろうかと推測される。しかし人類の歴史は失敗とその克服のための努力の連続にはかならない。「科学的社会主義」の中にいささかなりとも含まれていたはずの社会的弱者の保護をはじめとする高貴な意図が、官僚主義、自由の抑圧などと共に十把ひとからげに廃棄されることのないように祈りたい。

その意味において、日本のわれわれが旧ソ連の重い経験、失敗に帰した実験を分析し将来において何が繰り返されてはならないか、何が真に貴重なものとして保持され続けなければならないのか、またそのような「失敗」を規定した歴史的、経済的、社会的ファクターは何であったのかを深くつきつめて研究することは、法学者として決して等閑に付すべき事柄ではないであろう。

今回の訪問を通じてはっきり言えることは、モスクワ大学法学部は自分の頭を働かせてものを考えようとし始めているということである。その場合、日本の屈折した経験と到達し得た現状はロシアの再生にとってなんらかの有益なヒントを与え得るであろう。同学部の構成員（教員、院生、学生）がひとしく日本および日本の法制度に対して深い関心を示していることはそのことを実証していると思われる。

モスクワ大学法学部との共同研究を成功させることはわれわれ比較法研究所研究員に課せられた現代史的責務であるといえは言いすぎになるであろうか。

付記 本稿は、1993年度早稲田大学特定課題研究「ロシアの社会変動と法の研究」における成果の一部である。